

## 西東京市子育て・子育てワイワイプラン(修正案)-2

市議会(全員協議会)での御意見を受けまして、次のように修正案をお示しいたします。御承認いただければ、こちらの内容を、計画案に盛り込みます。

### 1 修正箇所

修正箇所は、次の 3 か所です。

	修正箇所／修正概要	意見が出された場
修正 1	第 5 章 2-1 心身及び経済的な自立 (素案: 52 ページ) ／子どもの貧困対策に関する施策の追加(移動)	市議会
修正 2	第 5 章 4-1 教育・保育及び子育て支援の充実 (素案: 61 ページ) ／幼稚園に関する文言の修正	市議会
修正 3	第 5 章 4-1-4 ひとり親家庭の支援 (素案: 67 ページ) ／子どもの貧困対策に関する施策の削除(移動)、 施策の移動に伴う文言の修正	市議会

※素案:この表では、パブリックコメントを実施した時点での素案のことです。

### 2 修正の詳細

各修正箇所について、次の 2 点をお示しします。

\*新旧対照表:修正箇所のみを抽出した表です。修正箇所には下線を付しました。

\*修正後の該当ページ:修正後の該当ページを、省略せず全文でお示しします。

## ■ 新旧対照表

修正 後	修正 前
<p>具体的な施策・事業</p> <p>1 ■～4 ■ 略</p> <p>5 ◆「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討 【新規】</p> <p>6 ■入所型施設退所後の支援の検討</p> <p>7 ■学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進</p> <p>8 ■乳幼児とふれあう場づくりの推進</p> <p>9 ■子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり</p>	<p>具体的な施策・事業</p> <p>1 ■～4 ■ 略</p> <p>5 ■入所型施設退所後の支援の検討</p> <p>6 ■学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進</p> <p>7 ■乳幼児とふれあう場づくりの推進</p> <p>8 ■子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり</p>

2-1：今後の取組み

青少年は、子どもがおとなになる過程であり、自立に向けた準備期間にあります。次世代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長できるよう、この時期に適した切れ目のない支援を行います。

青少年の年代は、身体の発育や健康についての適切な知識が得られるよう、近年社会問題となっている危険ドラッグなどを含む違法薬物の使用防止と健康に関する教育などを行い、健やかな育ちを支援します。

また、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある若者の孤立を未然に防ぎ、ひきこもりやニートの状態を早期に解消することができるよう、必要な相談、助言又は指導を行う体制の整備や居場所づくりを行うとともに、貧困の連鎖を防止するため、子ども・若者の成長や年齢に応じた就学・就業の支援や、社会生活を営むために必要な知識技能の習得などを、民間活用を視野に入れて検討していきます。

自立するためには、自分の将来を描き、自身の在り方を見つける力をつける必要があります。このため、学校での総合的な学習の時間や道徳の時間を活用して、生き方に関する教育を行うとともに、乳幼児とふれあう機会をつくり、異年齢の子どもとの交流からいのちの大切さや思いやりや優しさを育みます。

自立に向けて努力する子ども・若者を、まち全体であたたかく見守り、支援することができるよう、家庭・学校・地域・市の連携を深めていきます。

具体的な施策・事業

- 1 ■ タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発（健康課、教育指導課）
- 2 ■ 社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討（子育て支援課、児童青少年課）
- 3 ■ 青少年のしゃべる場の設定（子育て支援課、児童青少年課）
- 4 ■ 青少年の日の設定（子育て支援課）
- 5 ◆ 「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討【新規】（子育て支援課）
- 6 ■ 入所型施設退所後の支援の検討（子育て支援課）
- 7 ■ 学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進（教育指導課）
- 8 ■ 乳幼児とふれあう場づくりの推進（子育て支援課、保育課、教育指導課）
- 9 ■ 子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり（子育て支援課、児童青少年課）

## ■ 新旧対照表

修正 後	修正 前
<p>(現状や課題)</p> <p>(前略 ページ下から 2 段落目)</p> <p>今後、幼稚園は、</p> <hr/> <p>____就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設となることが期待されています。</p> <p>また、市としては、就労の有無にかかわらず、家庭で子育てしている人への支援も、充実させることが求められます。</p>	<p>(現状や課題)</p> <p>(前略 ページ下から 2 段落目)</p> <p><u>これまでの幼稚園は、主に母親が外での就労をしていない家庭を支える存在でしたが、</u>今後は、<u>就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れる</u> ____教育施設となることが期待されています。</p> <p>また、市としては、就労の有無にかかわらず、家庭で子育てしている人への支援も、充実させることが求められます。</p>

## 基本方針4

# 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

### 4-1 教育・保育及び子育て支援の充実

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立、これに加え、平成27年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されることが決まったことにより、子ども・子育てを質と量の両面から支援していく体制が整えられると同時に、今後の子育て支援施策を検討・推進していく上での大きな転換期を迎えています。

本市には、平成25年12月現在、公立保育園17園、私立保育園10園、私立保育園分園1園、私立幼稚園が13園、さらに認証保育所が16園、このほか小規模保育や家庭的保育等で多様な教育・保育事業を展開しています。また、すべての保育園では、集団保育が可能と判断された場合に、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、ひとり親家庭の子どもの優先入所に配慮しており、また、学校では外国籍や帰国児童・生徒に対し日本語指導の充実を行うなど、生まれ育つ環境にかかわらず、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりを進めています。

平成25年度に実施したアンケート調査結果によると、就学前児童保護者では、教育・保育事業を利用している人は5年前よりも増加しています。加えて、母親が子育ての中心的な役割を担っている家庭が多い中で、就労している母親は増加傾向にあることから、今後も一層の教育・保育事業、そして子育て支援事業の需要が高まることが見込まれます。

現在、本市には保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の児童が恒常的に生じている状況です。就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育ニーズがますます拡大するなかで、利用者の視点になったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、周知や啓発を行っていくことも必要となっています。

今後、幼稚園は、就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設となることが期待されています。

また、市としては、就労の有無にかかわらず、家庭で子育てしている人への支援も、充実させることが求められます。

### ■ 新旧対照表

修正後	修正前
<p>今後の取組み</p> <p>（前略 4段落目）</p> <p>さらに、様々な理由や事情により、<u>貧困の状況にあるひとり親家庭の子どもへの</u></p> <hr/> <p>支援策について検討していきます。</p>	<p>今後の取組み</p> <p>（前略 4段落目）</p> <p>さらに、様々な理由や事情により、<u>生活に困窮するひとり親家庭の子どもに対しては、おとなになったときに自立した生活を営むことができるよう、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づき、他の類似する施策との連携を踏まえ、支援策について検討していきます。</u></p>
<p>具体的な施策・事業</p> <p>1■～7■ 略</p>	<p>具体的な施策・事業</p> <p>1■～7■ 略</p> <p>8◆「<u>子どもの貧困対策に関する大綱</u>」に基づく支援の検討 【新規】</p>

#### 4-1-4 ひとり親家庭の支援

##### ■ 今後の取組み

ひとり親家庭は、子育てと仕事をひとりで担い、負担や悩みを多く抱えがちです。子どもは、親との死別・離別などの事情により、精神的に不安定な状況になりがちです。ひとり親家庭とその子どもたちが、自立して、地域の中で安心して生活することができるよう支援していきます。

具体的には、ひとり親家庭の母親・父親が抱える様々な悩みや問題の解決を図るため、母子・父子自立支援員が、相談者の話をじっくりと聴き、その方に合った助言を行い、必要に応じて関係行政機関の各部署や支援団体と連携し、地域での生活を総合的に支援します。

また、ひとり親家庭の母親・父親が、経済的に自立し、安定した生活環境・子育て環境を持つことができるよう、母子・父子自立支援プログラム策定員が福祉事務所やハローワークと連携し、就労相談や情報提供などを行うとともに、資格の取得を促進する母子・父子自立支援給付金の活用を図り、自立を支援します。

さらに、様々な理由や事情により、貧困の状況にあるひとり親家庭の子どもへの支援策について検討していきます。

##### 具体的な施策・事業

- 1■母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進 (子育て支援課)
- 2■ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進 (子育て支援課、社会福祉協議会)
- 3■母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進 (子育て支援課)
- 4■母子保護の実施 (子育て支援課)
- 5■ひとり親家庭等医療費助成事業の充実 (子育て支援課)
- 6■母子・父子福祉資金貸付事業の充実 (子育て支援課)
- 7■児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)の充実 (子育て支援課)